

商務部・税関総署公告 2025 年第 57 号

一部の中・重希土類関連物項に対する輸出管制の実施に関する決定の公表

https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2025/art_59ec4f6bec0b459aa4a30c4bbd0a41c1.html

【発表機関】 安全管制局

【公告番号】 商務部・税関総署公告 2025 年第 57 号

【発表日】 2025 年 10 月 9 日

『中華人民共和国輸出管理法』、『中華人民共和国對外貿易法』、『中華人民共和国税関法』、『中華人民共和国デュアルユース物項輸出管理条例』などの関連法規に基づき、国家の安全および利益を守り、拡散防止などの国際的義務を履行するため、国务院の承認を経て、以下の物項に対して輸出管制を実施することを決定する。

一、1C909 ホルミウム（Ho）関連物項

1C909.a 金属ホルミウム、ホルミウム含有合金および関連製品：

1. 金属ホルミウム（税番参考：28053019）
2. ホルミウム含有合金：
 - a. ホルミウム-銅合金
 - b. マグネシウム-ホルミウム合金
 - c. ホルミウム-鉄合金
3. ホルミウム含有ターゲット材：
 - a. ホルミウムターゲット
 - b. ホルミウム-銅合金ターゲット
4. ホルミウム含有永久磁石材料
5. ホルミウム含有結晶材料
6. ホルミウム含有磁気冷却材料
7. ホルミウム含有磁歪材料

1C909.b 酸化ホルミウムおよびその混合物

1C909.c ホルミウム含有化合物およびその混合物

二、1C910 エルビウム（Er）関連物項

1C910.a 金属エルビウム、エルビウム含有合金および関連製品：

1. 金属エルビウム（税番参考：28053019）
2. エルビウム含有合金：
 - a. エルビウム-アルミニウム合金
 - b. 【保留】
3. エルビウム含有ターゲット材：
 - a. エルビウムターゲット
 - b. 【保留】
4. エルビウム含有結晶材料
5. エルビウム含有光ファイバー材料
6. エルビウム含有水素吸蔵材料

7. エルビウム含有セラミック材料

1C910.b 酸化エルビウムおよびその混合物

1C910.c エルビウム含有化合物およびその混合物

三、1C911 ツリウム (Tm) 関連物項

1C911.a 金属ツリウム、ツリウム含有合金および関連製品：

1. 金属ツリウム（税番参考：28053019）
2. ツリウム含有ターゲット材：
 - a. ツリウムターゲット
 - b. 【保留】
3. ツリウム含有結晶材料
4. ツリウム含有発光材料

1C911.b 酸化ツリウムおよびその混合物

1C911.c ツリウム含有化合物およびその混合物

四、1C912 ユウロピウム (Eu) 関連物項

1C912.a 金属ユウロピウム、ユウロピウム含有合金および関連製品：

1. 金属ユウロピウム（税番参考：28053019）
2. ユウロピウム含有合金：
 - a. マグネシウム-ユウロピウム合金
 - b. 【保留】
3. ユウロピウム含有ターゲット材：
 - a. ユウロピウムターゲット
 - b. 【保留】
4. ユウロピウム含有発光材料：
 - a. 蛍光体
 - b. 【保留】
5. ユウロピウム含有結晶材料
6. ユウロピウム含有水素吸蔵材料

1C912.b 酸化ユウロピウムおよびその混合物

1C912.c ユウロピウム含有化合物およびその混合物

五、1C913 イッテルビウム (Yb) 関連物項

1C913.a 金属イッテルビウム、イッテルビウム含有合金および関連製品：

1. 金属イッテルビウム（税番参考：28053019）
2. イッテルビウム含有ターゲット材：
 - a. イッテルビウムターゲット
 - b. 【保留】
3. イッテルビウム含有結晶材料
4. イッテルビウム含有光ファイバー材料
5. イッテルビウム含有熱遮蔽コーティング材料

1C913.b 酸化イッテルビウムおよびその混合物

1C913.c イッテルビウム含有化合物およびその混合物

補足説明：

1. 1C909.a.2、1C910.a.2、1C912.a.2 に該当する合金は、インゴット、塊、棒、線、シート、プレート、パイプ、粒子、粉末などの形態を含む。
 2. 1C909.a.3、1C910.a.3、1C911.a.2、1C912.a.3、1C913.a.2 に該当するターゲット材は、シート、チューブなどの形態を含む。
 3. 1C909.a.4 に該当する永久磁石材料は、磁石または磁性粉末を含む。
 4. 1C909～1C913 に該当する酸化物、化合物およびその混合物は、粉末などの形態を含むが、それに限定されない。
-

管理措置：

輸出事業者が上記物項を輸出する場合、『中華人民共和国輸出管理法』および『中華人民共和国デュアルユース物項輸出管理条例』の関連規定に従い、国務院の商務主管部門に対して許可申請を行わなければならない。

輸出事業者は、申告する商品の真実性に責任を負い、輸出物項の識別を強化しなければならない。

- 管制物項に該当する場合、税関申告書の備考欄に「デュアルユース物項に該当」と明記し、輸出管制コードを記載すること。
- 管制物項に該当しないが、パラメータ・指標・性能などが近似している場合は、「管制物項に該当しない」と明記し、具体的なパラメータ・指標を記載すること。

これらの記載情報に不備・不正確・虚偽の疑いがある場合、税関は法に基づき質疑を行い、質疑中は輸出貨物を通関させない。

本公告は 2025 年 11 月 8 日より正式に施行する。

『中華人民共和国デュアルユース物項輸出管理リスト』も同時に更新される。

商務部・税関総署

2025 年 10 月 9 日